

というふうにも思います。その限りでも、議会としてもそれを受けとめ、一体、どのような形で各三千三百自治体が行われているかということと陳情者に答えなければ、あるいは市民に答えなければならぬというふうに思っています。

今回のことにつきまして私はもうろん賛成して、この陳情を通していただきたいというふうにお願いをするものですけれども、よしんば、そのような形になりまして、しかし、市民の声が続いているとすれば、それらのことを議会としても、やはり対応しなければいけぬのではないかとこの意見も付しまして、この二件の陳情に関する賛成の討論をしたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長(森田治男君) 以上で討論を終ります。

これより本二件について個別に採決いたします。

まず、陳情第六十一三号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長の報告は不採決であります。

お諮りいたします。

陳情第六十一三号は、採決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立少数であります。よって陳情第六十一三号は、委員長の報告のとおり不採決とすることに決定いたしました。

次に、陳情第六十一五号について起立により採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採決であります。

お諮りいたします。

陳情第六十一五号は、採決とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(森田治男君) 起立少数であります。よって陳情第六十一五号は、委員長の報告のとおり不採決とすることに決定いたしました。

○議長(森田治男君) 日程第十一 陳情第六十一四号 少額貯蓄非課税制度

の現行維持を求める陳情書を議題といたします。

本件については、総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(総務委員長 井上寅吉君登壇)

○総務委員長(井上寅吉君) 御指名でございますので、ただいま議題となっております
陳情第六十一四号 少額貯蓄非課税制度の現行維持を求める陳情書に
つきまして、委員会における審査の概要を御報告申し上げます。

なお、お手元へ御配付の審査報告書の朗読につきましては、省略をさせていただきます。
(陳情審査報告書) 別添参照

まず、本件に対する意見伺ったところ、委員より、本制度は一部悪用する者
があるというものの、大勢の市民がこの制度により利益をこうむり、また、貯蓄に對す
る市民の考えも進んでいることから採択されたいとの意見があり、お諮りいたしまし
たるところ全員異議なく採択することと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の報告により御決定くださいますようお願いを申し上げます。
審査報告とさせていただきます。

○議長(森田治男君) 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一四号について採決いたします。

本件に對する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。

本件は、委員長の報告のとおり決することと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よって陳情第六十一四号は、委

員長の報告のとおり採択されました。

○議長(森田治男君) 暫時休憩いたします。

午後十時五十八分 休憩

午後一時三十二分 開議

○議長(森田治男君) 休憩前に引続き会議を開きます。

日程第十二 議案第六十七号 昭和六十年度福生市一般会計決算認定に
ついての議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(収入役 高水 永君 登壇)

○収入役(高水 永君)

御指名がございましたので、議事第六十七号昭和六十年度福生市一般会計歳入歳出決算について御説明を申し上げたいと存じます。

おかげさまで、昭和六十年度の一般会計は、御案内のとおり、国家財政の大変逼迫してあるにもかかわらず、一応、黒字をもちまして無事に終了することになりました。これもひとえに議員の皆様方、あるいは関係の皆様方、あるいは市民の皆様方の御協力と深い御理解のたまものと存じ、厚く御礼申し上げます次第でございます。今後ともよろしく御指導のほど賜りたくお願い申し上げます次第でございます。

決算説明をする前に、昭和六十年度の市の財政につきまして、いやらうの決算統計と申し上げますが、普通会計を通じて、その概要について若干申し上げます。その間にたいと存じます。

歳入歳出ともほぼ前年度と同じ水準ではございますけれども、歳入の伸びが歳出の伸びと若干上回っておりますために、実質収支が二億二千五百八千余円とな

りまして、単年度収支も前年度は赤字でございましたが、当年度は黒字へと変わっております。また、財政調整基金への積み立て三千七百九十九万三千円、あるいはまた、起債の任意繰り上げの償還一億五千八百四十四万円等によりまして、実質単年度収支も二億二千五百八十三万四千円と大幅に増加をいたしております。

歳入の合計では〇・二%増と、前年度と大差はございませんけれども、内容的に見ますと、かなり変化があらわれております。普通建設事業費の一八・七%という減でございますが、この減が大きく歳入にも響きまして、国庫補助金あるいは繰入金あるいは地方債の大幅な減収となっております。また、国庫支出金については、補助率の削減によりまして経常特定財源の伸びが低くとなっております。その反面、中営住宅の建設補助金、あるいは振興基金等の増加によりまして、経常特定財源は前年水準を若干上回っております。

さらに国庫補助率の削減による郡の負担金の増加等によりまして、経常的な財源の伸びが九・九%となりました。また、地方税が一・七%と、順調な伸びを示し、一般財源全体では九・四%の増加となっております。

歳入の合計では〇・二%増と大きく上回っております。このために、歳入に上回る経

第一般財源の構成比は、五十九年度の五五・五％から、六十年度にあつては五九・七％と、四・二ポイントの上昇をいたしてあります。

歳出は、総体的に伸び率はゼロでございすけれども、義務的経費では九・五％の増加と相なつております。すなわち人件費で四・八％、扶助費等で八・六％、それから公債費、これは繰り上げ償還等がありしたために二八・六％となつております。

それから普通建設事業費は、前年対比では一八・七％のマイナス成長でございすけれども、それは補助事業費にあつて八・六％の減、これは前年度におきましては、学習等供用施設の事業費がありしたり、市営競技場の建設費がありしたり、それから市営プールの増設事業等がありしたから、六十年度はそういうものはないというふうなことで、そういうものが影響してあります。また、単独事業費にあつては二九・七％のマイナスというところになっております。

また、物件費にあつては一二・一％の増加となつておりますけれども、これは、御案内のとおり市営競技場がオープンになった。あるいは田園会館の開館になった、それから、小学校等の除湿事業が完成したり、あるいは福祉会館の冷暖房の整備

あるいは、たいてい申し上げましたが、市営プールの増設事業、そういうものに伴ひましての需用費、主として光熱水費の増加、要するに施設の開設、増設、あるいは改良等に伴う、いわゆる維持管理費の増加が物件費の上昇につながつてあるというところでございす。

それから、繰出金については、御案内のとおり、国保会計へ大幅に繰り出しをしてありますので、二・六％の増加を示しております。

そのほかにおきましては、二〇・三％のマイナスでございすから、これは、即ち施設整備基金からの積立金が、前年と比べて二億円ほど減つたというふうなことでございす。また、こういうことを踏まえながら考へてみるに、経常収支比率にあつては七五・三％で、前年と比べて〇・四％増加しております。また、公債費の比率につきましては一〇・九％で、前年度より〇・四％のマイナス、それから、基金でございすから、基金の総額につきましては、定額の運用基金を含めまして、五月三十一日現在では四十四億九千五百八十二万九千余円、それから、起債の残額は四十八億五千九百五十一万九千余円、前年度と比べて残が一億七千五百九十九万六千余円が減つてあります。

それでは、一般会計の決算書について御説明申し上げたいと思いますが、一ページから二ページにわたってその概要を書いてございます。

御案内のとおり、決算書と申しますのは、一会計年度の歳入歳出の予算の執行状況の結果を、実績を示すために調整されました一つの計算書でございます。したがって、予算審議の段階におきまして、すでに施策の方針とか、あるいは目的とか、あるいは性格等、その内容につきましては議会において十分慎重審議されたものでありますので、本日は、その点については言及することと避けて、予算の執行につきまして、どのように執行されているか、また、相違が生じたものにつきまして重点的に御説明申し上げます。

まず、予算現額におきましては百二十三億九千四百二十六万九千円でございますが、これにつきまして、歳入決算額は百二十四億二千四百八十七万二千六百九十六円、収入率は二〇・四一％でございます。それから、歳出におきましては百二十二億四百五十一万三千四百九十四円、執行率が九八・六％、歳入歳出差し引き残が二億二千三百五十九万二千二百円、これが翌年度への繰越金でございます。

それでは、歳入から御説明申し上げますので、五ページから六ページに

記載されておりますので、御参照願いたいと思います。

まず、第一款の市税でございますが、市税は五十一億三千四百四十二万八千余円の収入でございますが、これは、予算に対して約〇・八％ほど増収になっておりますが、全体の構成比は四一・三％でございます。これは、市民税、あるいは固定資産税、都市計画税、そのほか諸税すべてに亘り記載されておりますとおり、予算額をいづれも上回って歳入をされております。

それから、市税の徴収率は九五・九％としまして、前年度より〇・二％ほどよくなっておりますけれども、不納欠損処分が一千四百一十七万七千円で、これは、前年度に比べますと三百七十九万一千円ほどの増加になっておりますが、このうち目につきますのが市民税個人分の現年度分の不納欠損が二万七千九百九十五円あるということでございますが、現年度分の不納欠損処分につきましては、地方税法の第十五条の七の一項の二号及び五項を引用いたしまして、いわゆる滞納者について滞納処分する財産がないときとか、あるいは、滞納者について所在及び滞納処分可能な財産が不明なときは、直ちに不納欠損処分ができるんだというふうなことから、ここに、現年度分につきましてこの金額が不納欠損処分とされたということでございます。

収入未済額は二億一千四十三万六千余円で、前年と比べると八百二十四万円の増加と相なっております。

それから第二款、地方譲与税、第三款、自動車取得税交付金、あるいは第四款の国有提供施設等所在市町村助成交付金等、あるいは第五款の地方交付税は、ほぼ予算通りの収入が確保されております。

第六款の交通安全対策特別交付金につきましては七十六万二千円ほど歳入に当て不足を生じております。

それから、第七款の分担金及び負担金は二十八万八千円ほど予算超過でございます。それから、第八款の使用料及び手数料は九百四十六万七千余円の増加を示しておりますが、これは、教育使用料あるいは衛生手数料においてそれぞれ増加しております。

それから、次が第九款でございますが、国庫支出金、セページになります。セページからハページにわたってございますが、国庫支出金は、ここにも記載のとおり、予算に対して四千五百六十五万四千円と、大変大きく歳入に不足を生じておりますが、これはやはり歳出絡みでございます。そして、国庫負担金といたしまして、さうして民生費の負担金関係で、要するに生活保護費

の負担金、あるいは老人福祉費負担金、それから身体障害者福祉費負担金などが大幅に減って、この三件で四千六百万円ほど歳入が減っております。それから、国庫補助金におきまして二百十二万二千円ほど少なくなっておりますけれども、これは、防衛道路の整備事業費の補助金の関係、それから、西住宅地区周辺排水路整備工事等で二百七十一万一千円ほど減っておりますというふうなことで、委託金につきましては二百十九万四千円ほどふえております。さういふふうな関係で、さういふ数字になっております。

それから、第十款の都支出金は、予算に対して九百八十八万三千余円ほど増収になっておりますが、これは、生活保護費の負担金、あるいは生活保護費の補助金、あるいは総務管理費の委託金等で八百六十九万円ほど増収になっております。

それから、第十一款の財産収入におきましては七十九万円の増収、それから、第十二款の寄附金については、予算と同額、それから、第十三款の繰入金につきましては十一万一千円ほど歳入不足を果しておりますけれども、これは、都計画事業にひける換地清算金等の未収があったために、さういふふうに入ってくるのが入ってこなかったというところでございます。

それから、第十四款の繰越金は、予算どおり、それから、第十五款の諸収入におき

ましては二千八百六万四千円ほどの予算超過収入でございますが、これは生活保護費の返還分がさううら一千六百万円ほどでございます。

それから、第十六款の中債は予算のとおりでございます。

次に、歳出に移らせていただきますが、歳出は九ページから十ページにわたっておりますが、まず、第一款の議会費でございますが、議会費は、執行率九八・八％でございます。

それから、第二款の総務費は、執行率九八・六％でございますが、この中で執行率が悪かったといえますが、執行の残が三〇％から五〇％程度残っておりますのが旅費とか、あるいは需用費、あるいは使用料、賃借料、委託料、あるいは補償、補正金、賠償金などが額は少ないけれども、執行残といえますが、さういうものがあります。

それから、執行残の額で大きいもの、百万円以上残っているものにつきましては、一般管理費とあわせては広報費、あるいは企画調整費の需用費など、それから、国勢調査費、この中で目につきますのは国勢調査費の旅費でございますが、七十六万七千円の予算に對しては執行額が三万四千円で九五％も残額が残ってしまったということでございます。すすけれども、これは、調査員に当初費用弁償を支給する予定でございましたけれども

も、それがなくなつたということと残額が大変多く出たということでございます。

それから、第三款の民生費の執行率は九七・四％でございますが、この中の執行残につきましては、老人福祉費の賃金にあつては五十六万円の予算に對して三十七万七千円ほど残っておりますが、これは、いわゆる寝たきり老人の健康調査の医師の賃金でございますが、これは実施体系が老人福祉から老人医療保健のヘルス事業の方へ途中で変更されたという関係で、実際には実施はしてましたけれども、賃金が若干実施方法が異なつたというふうなことで残っております。

それから、扶助費で一千四百九十九万九千余円ほど残っておりますが、これは、老人施設の保護措置費、それから、家庭奉仕員の事業扶助費等の残でございます。それから、児童福祉費については、児童福祉施設費の使用料及び賃借料はか、あるいは児童措置費の委託料などが残っております。

それから、生活保護費の扶助費で四千九百九十九万一千円の残額でございますが、これは、昨年の九月に大変大幅な補正をお願いしております。九月の補正予算にあつては一億五千二百二十八万七千円という大幅な補正をしていただいたにもかかわらず、四千九百九十九万一千円の残額を残したということでございますけれども、ここに若干の

経過を補足していただきますと、この補正をお願いする時点にありました、五十九年度の大幅な人員増を考へまして、六十年度も同様な伸びが生ずるであろうと推測されました。ところが、実際には六十年度の三月末は、五十九年度の三月末に比べて逆に十一世帯の五十四人減少となりまして、また、年度の平均世帯及び人員についても、六十年度は五十九年度に比べますと一九世帯の十人増と、若干の伸びしか実績ではなかったというようなことで、このような額としては大幅な執行残が生じたというようなことでございまして、大変、この点ひとつ、そういうふうなことがございしますので御理解をいただきます。

それから、第五款の労働費につきましては、執行率九十七・七%でございします。

それから、第六款の農林水産業費は九七・三%の執行率でございしますが、執行残の主なものは、樹林地の保全奨励金等の残が主でございします。

それから、第七款の商工費は九八・五%でございまして、執行残の主なものは、報酬の残、あるいは補償、補てん金、賠償金等の残額などでございします。

それから、第八款の工不費の執行率は九九・五%でございしますが、道路河川橋梁費の工事費で百万円残っておりますけれども、これは、五鉄の隧道工事の関連で工事

内容を若干調整した関係がございします。それから、緊急道路整備費では、これは、賃借料十四万円ほどでございしますが、率にしますと六八%ほどの残額の率でございします。

それから、都市計画費の工事請負費二百四十四万円ほど残っておりますけれども、これは国鉄用地、牛込の駅東口でございすけれども、駐輪場の工事をするわけでございすけれども、国鉄の方の関係で借用の関係がうまくいかないというようなことで、工事費がそれだけ執行できなかったというところで残額となっております。

それから、一ページからでございしますが、第九款の消防費でございしますが、これは九九・三%で、特に大きな問題はございしません。

それから、第十款の教育費の執行率は九八・六%で、教育費は金額が大きい関係もございしますが、百万円以上残額が生じたもの、執行残の率につきましては僅少でございすけれども、小中学校費の学校管理費にふましては、需用費あるいは委託料、あるいは教育振興費の扶助費等で百万円以上残っております。それから、中学校費にふしましては、学校管理費の需用費、それから、学校給食費にふしましては、需用費、それから、社会教育費の文化財保護費で備品費で百六十九万八千円ほど残っております。それから、市民体育館の管理費でも需用費と、それから、工事請負

費で、それかれ百万円以上の残額が生じております。

それから、第十一款の公債費、それから第十二款の諸反出金については、それかれ一〇〇%の執行をしております。

それから、第十三款の予備費につきましては、総務費へ二十一万六千円ほど予備費補充しておりますが、これは、訴訟関係の謝礼で一萬五千元、それから、福東会館の暖房の修繕費で十万円、それから、国勢調査費の指導員報酬等で十万円、合わせて二十一万六千円ほど予備費補充をしております。それから、土木費へ百二十七万九千元、これは御案内のとおり、大雪によります除雪作業等に要する費用の予備費補充でございます。それから、教育費の二十九万八千円の予備費補充は、埋蔵文化財の緊急発掘調査に要する経費等で、合わせて百七十九万三千元が予備補充をしております。

以上で、大変はしうた御説明で、恐縮でございますが、何とか慎重御審議をいただきまして、昭和六十年度の一般会計の決算を御認定いただきまして、お願い申し上げます。説明にかえらしていただきたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長(森田治男君) 引き続き、監査委員から監査結果の報告を求めます。

(監査委員 村尾栄次君登壇)

○監査委員(村尾栄次君) 御指名でございますので、昭和六十年度福生市一般会計決算の審査結果につきまして御報告をさせていただきます。

審査に当たりましては、市長から提出されました決算書類が、法例等に準拠し、調整されているか、予算が適正に執行されているか、事務事業が効果的に運営されているか等について、関係部課長等の出席を求め、七月十六日から延べ七日間、審査を実施いたしました。

その結果につきましては、お手元へ御配付の審査意見書のとおりでございますので、内容等につきましては省略させていただきます。

なお、審査に当たり、小さな指摘事項もございましたが、その節度、担当部課長に指示しております。また、審査の公表の中では、今後、御留意願う事項については、理事者に申し述べてあります。

以上、当決算につきましては、関係諸帳簿、諸書類等照合しつつ審査を行なった結果、適法かつ適正に執行されているものと認められました。しかしながら、今後、中財政の根幹となす市税収入の伸びは期待できないことも予

想されます。また、厳しい国家財政のもと、基盤交付金、国庫補助金等についても、
観望許るべし情勢にある一方、高齢化社会の進展、市民生活の高度化、多様化等
により、財政需要はますます増大するものと思われます。

「つまりしては、これらもより一層積極的な経費の節減、組織の効率化等を進め、
適切な運営が図られますことを期待申し上げます。報告としておたします。」

○議長(森田治男君) 以上で提案理由の説明及び監査結果の報告は終わりました。
これより本会に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第六十七号は、二十二人の委員をもって構成す
る昭和六十年度福生市一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の
上、審査することとしたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第六十七号については、二十二

名の委員をもって構成する昭和六十年度福生市一般会計決算審査特別委員会
を設置し、これに付託の上、審査することと決定いたしました。

ただいま昭和六十年度福生市一般会計決算審査特別委員会に付託いたしま
した議案第六十七号は、閉会中の継続審査とすることと御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 御異議なしと認めます。よつて議案第六十七号は、閉会中の
継続審査とすることと決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました昭和六十年度福生市一般会計決算審査特別委員会
委員の選任については、委員会条例第五条第二項の規定により

林田 武君	在原 博君	村野和二郎君	石川 泰一君
赤星行人君	齋藤 巽君	井上寅吉君	石川 保君
上野重勝君	木村徳藏君	原 敏子君	遠藤洋一君
小野沢 久君	仲村清信君	加藤謹之助君	高水惣八君
東田正治君	堀川 貴君	宮沢良一君	指田保雄君